

平成二十六年十月十六日付け広島県報（定期）第八十二号に登載の広島県訓令第十号（広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令）の一部を次のように訂正する。

総務局総務課長

二				ページ
五	五から六まで	別記様式第九号	別記様式第九号	誤
六	六	別記様式第十号	別記様式第十号	正
六から七まで	六から七まで	別記様式第十号	別記様式第十号	